



自転車マナーブック 2025

自転車は**ルール**を守って安全に乗りましょう!!

自転車は、道路交通法では軽車両に位置付けられており、「車のなかま」です。

道路を通行するときは、「車」として、交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践するなど安全運転を心掛けてください。

■自転車安全利用五則（総理府中央交通安全対策会議）

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用（2023年4月1日～**努力義務化**）



■自転車が道路を通行する上での主な交通ルール

- ・スマートフォン・携帯電話を使いながらの運転の禁止
- ・傘さし運転の禁止
- ・イヤホンやヘッドホンで音楽などを聴きながらの運転の禁止
- ・二人乗りの禁止
- ・並進の禁止

全部ダメ！



■万が一交通事故を起こしてしまった場合は、直ちに負傷者を救護し危険を防止する等必要な措置を講じなければいけません。

キャンパス内においても交通ルールを遵守し、安全運転を心掛けてください。

事故を起こさないためだけでなく、事故に遭わないためにも安全運転を心掛けましょう。

自転車運転中の「ながら運転」 「酒気帯び運転」に対する罰則強化！

2024年11月1日に改正道路交通法が施行され、携帯電話を使用しながら自転車を運転するいわゆる「ながら運転」や、自転車での酒気帯び運転など、交通違反に対する罰則が強化されました。

■携帯電話使用（いわゆるながら運転）

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。（ただし、停止中の操作は対象外です。）

【罰則】

- ・スマートフォンなどを手に持って通話のために使用した場合や画面を見続けた場合
→6月以下の懲役または10万円以下の罰金
- ・ながら運転をして交通の危険（交通事故など）を発生させたとき
→1年以下の懲役または30万円以下の罰金

■酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

【罰則】

- ・酒気帯び運転した場合
→3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・酒気を帯びた者に自転車を提供した場合
→3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・酒気を帯びて自転車を運転することを認識しながら酒類を提供した場合
及び酒気を帯びて運転している自転車に同乗した場合
→2年以下の懲役または30万円以下の罰金

このようなことのないよう、交通ルールを遵守し、安全運転を心掛けてください。



自転車の盗難が多発中!!

山口警察署管内における自転車盗難被害が急増しています。

令和5年中に、山口警察署が対応した自転車盗難被害者のうち約53%が本学学生です。

自転車盗難被害は、アパートでの発生が極めて多く、全体の約85%となっています。

また、盗難被害に遭った自転車の約84%が**無施錠**という状況です。

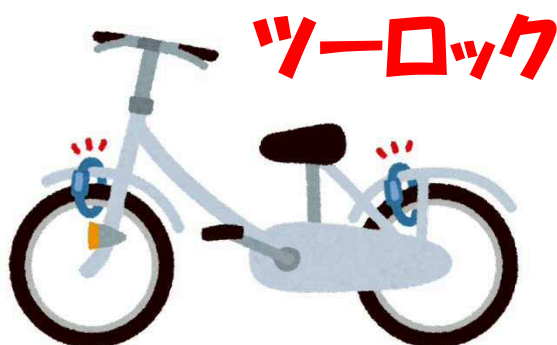


キャンパス内での自転車盗難也多発しています。

「自分の自転車は盗まれるはずがない」という甘い考えは捨て、盗難被害に遭わないためにも防犯意識を高め、以下に留意してください。

■学内、学外に関わらず、自転車から離れるときは、**必ず『施錠』**してください。

■通常の鍵に加えてもう一つ鍵を増やすようにしてください。(2重ロックが被害防止に有効です。)



被害者にならないだけでなく、加害者にならないください。

盗難された自転車の多くが、学内で発見されています。

「ちょっと借りただけ」とか「後で返すつもりだった」など軽い気持ちであっても、自転車を盗むこと（無断借用を含む）は犯罪です。

他人の自転車を盗んだ場合は、「窃盗罪」（刑法第235条）などが成立し、「10年以下の懲役または50万円以下の罰金」が科せられます。

また、「山口大学学生懲戒規則」に基づき、懲戒処分（退学、停学など）の対象となります。

自転車盗難被害に遭った場合は、警察に通報し被害届を提出してください。

また、盗難現場を見た場合は学生支援課に連絡してください。

学生支援課

TEL : 083-933-5043

E-mail : ga117@yamaguchi-u.ac.jp

自転車保険加入義務化！

「山口県自転車の安全で適正な利用促進条例」が、2024年4月1日に施行され、2024年10月1日から「自転車保険」（自転車損害賠償責任保険等）への加入が義務化されました。

自転車利用者は、「自転車保険」に加入しなければなりません。
主な自転車保険は以下のとおりです。

■大学生協学生賠償責任保険

大学生協が用意している保険で、自転車保険が含まれています。

入学時に加入されている方が多いようで、加入の有無が不明な場合は、入学手続き等をされたご家族の方に確認するか、山口大学生協（FAVOの2F、医心館ショップ、工学部ショップ）でも確認することができます。

■学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総） ※学研賠ではありません。

入学手続きの際、「入学の手引」で案内している保険で、自転車保険が含まれています。

任意での加入ですが、医学部医学科の学生は全員加入としております。

加入の有無が不明な場合は、入学手続き等をされたご家族の方に確認するか、以下の相談窓口にお尋ねください。

学生生活総合保険相談デスク TEL：0120-811-806

■自転車利用者向け保険

各種保険会社等から自転車保険が用意されています。

■自動車保険（任意保険）や傷害保険等の特約で付帯する個人賠償責任保険

既に参加されている自動車保険等に、付帯する個人賠償責任保険が用意されています。

■TSマーク付帯保険

自転車安全整備士が点検整備した自転車に付帯した保険で、自転車販売店で加入することができます。

■クレジットカードの付帯保険

クレジットカード会社からカード会員向けの損害賠償責任保険が用意されています。

保険により保険料や補償範囲が異なりますので、各自で確認してください。

最近、本学学生の乗った自転車による事故が発生し、負傷者の医療費を補償した例があります。

- ・学外の道路の歩道で、本学学生の運転する自転車が歩行者に衝突し、歩行者が負傷
- ・吉田キャンパス内で、本学学生の乗った自転車に別の自転車が衝突し、衝突され転倒した学生が負傷

自転車は、道路交通法では軽車両に位置付けられており、「車のなかま」です。

道路を通行するときは、「車」として、交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践するなど安全運転を心掛けてください。

自転車を利用される方は、自転車利用中の事故により他人にケガをさせた場合などに備えて、必ず自転車保険に加入してください。

